

適切ないじめ認知のために（現在、取り組んでいる内容）

1 いじめの認知に関し、学校現場で判断に迷う事例を教育委員会から募集し、QAを作成する。

（具体例）

○行為が、直接、本人に向けられていない場合

本人がいないと思い陰口を言っていたら、意図せず聞かれてしまい、傷つけてしまった。

○一般人の感覚からして「心身の苦痛を感じる」までは至らないと思われる行為だが、行為を受けた本人は苦痛を受けたと主張している場合

片付けが遅いAをBが手伝ってあげたら、Aは、自分でやろうと思ったのにと行って号泣した。

○行為者が特定できない場合

Aは、しばしば「物を隠される。」「上履きに画鋲（がびょう）を入れられる。」「悪口を書いたメモを机の上に置かれる。」等の行為を受けているが、誰がやったか分からない。

○いじめとけんかの区別が難しい場合

AとBは、互いに悪口を言い合い、Aだけが精神的苦痛を感じた。

○期待する行為をしなかった場合

AはBと一緒にいるとトラブルが起こり、先生から指導を受けることが多いので、トラブルに巻き込まれたくない一心でBとなるべく顔を合わせないようにした。BはAが無視をする、いじめであると先生に訴えた。

○ごく軽度の精神的苦痛しか訴えていない場合

Aは、授業中に問題を解くよう指されたが、答えられなかった。そのことを席がとなりのBが、「簡単な問題なのに」と発言した。Aの顔が一瞬くもったが、休み時間にはAとBは仲良く話していた。Aから話を聞いたところ、ほんの少ししか嫌な思いをしなかったと述べた。

「-----」

2 いじめの定義について解説した文書を作成する。

いじめ防止対策推進法第2条に規定する「いじめ」について、

- ①行為者も客体も児童生徒であること
- ②行為者と客体の間に一定の人的関係が存在すること
- ③行為者が客体に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をすること
- ④当該行為の結果として客体が心身の苦痛を感じる事

上記①～④に分けて解説をする。

※行政実務上は、いじめと取り扱わないものについても例示する。

3 いじめの事実確認の方法について解説した文書を作成する。

いじめの事実の認定について学校現場で実践可能な簡易かつ実用的な方法を提示する。